

クールビズを始めた初夏のある朝、最初の着信コールが鳴った。「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、ある製造業の取締役管理部長さんでした。



# 名北の企業の労働110番です

(社)名北労働基準協会  
事業企画推進課長・RSTトレーナー 石田和彦

## 安全配慮義務とリスクアセスメント

慌てた声で「たった今、以前勤めていた労働者の代理人と名乗る弁護士から、1通の内容証明郵便が届きました。その内容は『平成20年に当社の工場で起きた片眼失明の労

災事故の原因は、会社が安全配慮義務を全くしていなかったことにある。遺失利益(賃金喪失分)と慰謝料併せ約2000万円を請求する」ともの。労災保険から多額の補償が支払われており、さらに賠償しなければならないのでしょうか?」とのご相談でした。

### 安全配慮義務



- ①危険有害要因の洗い出し
- ②危険有害要因ごとのリスクの見積り
- ③リスクの評価
- ④リスク低減対策の検討
- ⑤優先度に対応したリスク低減措置の実施

この安全配慮義務を尽くすには、「全ての危険を予見し、危険を回避するためのあらゆる安全部門等を講じること」が求められています。

この安全配慮義務を遵守することにとどまらず、労働者が誤りをおかしても、災害が発生しないよう、予防措置を万全に講じることが求められます。

当協会では、リスクアセスメントに関する無料相談室を隔月に開設して

実施し、また保護メガネを配布、着用を義務付けている。しかし、事故の際には本人が保護メガネを着用していなかった。工場では作業前に各労働者の保護メガネの着用は確認しておらず、着用は

契約上の義務であり、「労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し、又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務」です。

従来の労働災害防止活動は、安全パトロール、KY活動、ヒヤリハット提案など、いずれも人間の直感で「危険」と感じたものだけに目を向け、全ての「リスク」を確認する視点が残念ながら欠けていました。まずどの様なリスクが作業、設備にあるかを広範囲に把握しなければ、そのリスクをコントロールすることはできません。さらに、人の努力だけで災害を防ぐのではなく、リスク自身を排除又は低減する、体系統的、網羅的な「リスクアセスメント」こそ有効な手段ではないでしょうか。

今回の事故は、金属溶接作業中に鉄粉が目に吸入し、失に応じて、賠償額が減額されることがあります。その場合も労働者の過失が残ります。そのため、賠償額が減額されることがあります。

さて、「安全配慮義務」とは何でしょうか。安全配慮義務とは雇用者(企業)が労働者に負う雇用